

(第1条関係)寒川町火災予防査察規程新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4号様式(第16条関係) (略)</p> <p>教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に<u> </u>に<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となる。)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4号様式(第16条関係) (略)</p> <p>教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に寒川町長に<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となる。)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>第5号様式(第16条関係) (略)</p> <p>教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に<u> </u>に<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となる。)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>第5号様式(第16条関係) (略)</p> <p>教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に寒川町長に<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となる。)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

～略～

第8号様式(第12条関係)
(略)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算60日以内に _____ に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

(略)

～略～

第11号様式(第17条関係)
(略)

教 示

この戒告に不服があるときは、この戒告があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 _____ に対して審査請求をすることができます。

また、この戒告については、戒告があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となる。)

なお、この戒告について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に寒川町を被告として処分の取

～略～

第8号様式(第12条関係)
(略)

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に寒川町長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

(略)

～略～

第11号様式(第17条関係)
(略)

教 示

この戒告に不服があるときは、この戒告があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この戒告については、戒告があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に寒川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となる。)

なお、この戒告について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に寒川町を被告として処分の取

消しの訴えを提起することができる。

(略)

～略～

消しの訴えを提起することができる。

(略)

～略～

(第3条関係)寒川町火災調査規程新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
<p>第2号様式(第23条関係) (略) この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、<u>寒川町消防長</u>に対して<u>審査要求</u>をすることができます。 (略)</p>	<p>第2号様式(第23条関係) (略) この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、<u>寒川町長</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 (略)</p>
<p>第3号様式(第23条関係) (略) この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、<u>寒川町消防長</u>に対して<u>審査要求</u>をすることができます。 (略)</p>	<p>第3号様式(第23条関係) (略) この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、<u>寒川町長</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。 (略)</p>
～略～	～略～

(改正附則)

	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この訓令は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置の原則)</u></p> <p>2 <u>消防長等(処分権限を有する町消防本部の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの訓令の施行前にされた消防本部等の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る消防本部等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>
--	---